

仕 様 書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、豊見城市教育長（以下、「甲」という。）が発注する「校務 DX 推進事業」（以下、「本業務」という。）の契約に適用し、受注者（以下、「乙」という。）は契約書及び本仕様書（以下、「設計図書」という。）に沿って本業務を実施する。

(業務の目的)

第2条 豊見城市教育委員会（以下、「本市教育委員会」という。）では、校務支援システムをネットワークの境界層分離によってセキュリティを担保し業務を行ってきました。令和元年度から GIGA スクール構想の実現に伴い整備された ICT 環境を基盤とした DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するにあたり、セキュリティモデルをゼロトラストセキュリティへ移行し、教職員の利便性とセキュリティを両立させ、業務効率の向上を図ることを本事業の目的とする。

(準拠する法令等)

第3条 本業務は、本仕様書及び次の各号に掲げる関係法令及び規則等に準拠して行うものとする。

- (1) 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (2) 豊見城市契約規則（昭和 49 年 7 月 30 日規則第 11 号）
- (3) 豊見城市情報セキュリティーポリシー
- (4) その他関係法令通達等
- (5) 前各号によりがたい場合は、甲の指示による

(情報管理及び情報保護対策)

第4条 乙は、本業務で取扱う情報については、個人情報はもとより、甲より貸与された如何なる資料及び情報も適正に管理しなければならない。

(業務責任者等)

第5条 乙は、本業務を実施するにあたり、業務責任者を定めて甲に届け出るものとする。業務責任者は、本業務の全般に亘る業務管理を行うこととする。

(着手届等)

第6条 乙は、本業務の着手にあたり次の各号に掲げる書類を甲に提出し、承諾を受けるものとする。また、変更する場合も同様とする。

- (1) 着手届
- (2) 業務計画書

- (3) 業務工程表
- (4) 業務責任者届
- (5) 業務報告書
- (6) その他、甲が必要と認める書類

(協議簿の作成)

第7条 本業務遂行中の打合せの度に協議簿を乙は2部作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保管するものとする。

(資料の貸与)

第8条 甲は、本業務を実施するために必要な図書等を乙に貸与するものとする。乙は、甲が返還を求めた場合、又は、本業務の完了後、速やかに貸与された図書等を返還しなければならない。なお、貸与された図書等の破損、汚損、紛失等の場合は、乙が責任を負うものとする。

(工程管理及び報告等)

第9条 乙は、設計図書に基づき、適切な工程管理を行うとともに、作業の進捗状況を適宜、甲に報告しなければならない。また、甲は乙に本業務の進捗状況について、説明・報告を求めることができるものとする。乙は、甲より説明・報告を求められたときは、書面をもって速やかに報告するものとする。

(秘密の保持)

第10条 乙は、本業務で知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。また、甲の承諾を受けずに、成果品を公表、貸与又は使用してはならない。

(成果品の帰属)

第11条 本業務の成果品は、すべて甲へ帰属する。

(疑義)

第12条 設計図書に明記されていない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

第2章 業務内容

(業務概要)

第13条 本業務の業務項目は、資料1「校務DX推進事業 業務委託特記仕様書」(以下、「特記仕様書」という。)のとおりとする。

(受託条件)

第14条 本業務については次の各号すべてに該当する事業者のみ受託できるものとする。

- (1) 自治体または民間企業にて100名以上が利用するネットワーク環境の構築・保守を行った実績があること。
- (2) 文部科学省が提唱する「GIGAスクール構想」について十分な知見を持ち、将来学校にて求められる通信環境を予測した改善案の提示が可能なこと。
- (3) ISMS 認証を取得していること。

(報告書のとりまとめ)

第15条 特記仕様書のとおり

(打合せ協議)

第16条 適宜必要に応じて打合せ協議を行う。

第3章 成果品

(成果品)

第17条 本業務の成果品は、特記仕様書のとおりとする。